

# 報道機関配付資料 安城市

件名 令和7年第1回安城市議会定例会提出  
議案について

---

令和7年2月25日

令和7年第1回安城市議会定例会に提出する議案等については、次のとおりです。

問合せ 安城市役所 行政課法規係

電話（直通） 0566-71-2208



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



安城市LINE  
公式アカウント  
友だち募集中

# 令和7年第1回安城市議会定例会提出議案

議案		
条例改正	26	本
条例廃止	1	本
条例制定	1	本
補正予算	9	本
当初予算	8	本
その他議案	5	本
報告		
専決処分	1	本
合計	51	本

## 【初日－51本】

### 条例の改正について

安城市事務分掌条例の一部改正  
安城市職員定数条例の一部改正  
安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正  
安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正  
安城市職員の給与に関する条例の一部改正  
安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正  
安城市職員退職手当支給条例の一部改正  
安城市税条例の一部改正  
安城市都市計画税条例の一部改正  
安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正  
安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
安城市国民健康保険税条例の一部改正  
安城市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
安城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正  
安城市就学援助条例の一部改正  
安城市手数料条例の一部改正  
安城市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正  
安城市道路占用料条例の一部改正  
安城市準用河川占用料条例の一部改正  
安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正  
安城市公共下水道条例の一部改正  
安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正

### 条例の廃止について

土地区画整理事業基金の設置及び管理に関する条例の廃止

### 条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

### 令和6年度補正予算について

一般会計  
特別会計（6会計）  
企業会計（2会計）

### 令和7年度予算について

一般会計  
特別会計（5会計）  
企業会計（2会計）

### その他議案について

工事請負契約の変更について  
居林橋架替工事（上部工製作・架設）  
財産の取得について  
教職員用図書  
市道路線の廃止  
市道路線の認定  
都市公園を設置すべき区域の決定について

### 報告

専決処分について  
施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解

# 令和7年第1回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容	
1	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>安城市子ども計画の策定を踏まえ、子ども・子育て支援の推進を図るもの</p> <p>子育て健康部の名称を子ども健康部に変更し、同部の分掌する事務を整理する。 「その他子育て及び健康に関すること。」→「その他子ども及び健康に関すること。」</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>
2	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>職員数の適正化に伴うもの</p> <p>職員の定数の変更 ※現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>

仮番	内 容																																																																
3	議 案 番 号	第 号議案																																																															
	議 案 名	安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																															
	摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定等に準じ、特定任期付職員の給与の改定等をするもの</p> <p>1 特定任期付職員に係る給料月額を改定する。</p> <table border="1" data-bbox="349 490 1129 813"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>現 行</th> <th></th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000 円</td> <td></td> <td>392,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000 円</td> <td></td> <td>440,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000 円</td> <td></td> <td>492,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000 円</td> <td>→</td> <td>555,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000 円</td> <td></td> <td>634,000 円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>718,000 円</td> <td></td> <td>740,000 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>839,000 円</td> <td></td> <td>864,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特定任期付職員に係る期末手当等を見直す。</p> <p>(1) 期末手当を改定し、及び勤勉手当を新設する。</p> <table border="1" data-bbox="349 927 1385 1417"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月 期</th> <th>1 2 月 期</th> <th>年 間 支 給 月 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和6年度 (現行)</td> <td>期末</td> <td>1.7 月分</td> <td>1.7 月分</td> <td>3.4 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>(支給なし)</td> <td>(支給なし)</td> <td>(支給なし)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.7 月分</td> <td>1.7 月分</td> <td>3.4 月分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和7年度以降</td> <td>期末</td> <td>0.95 月分</td> <td>0.95 月分</td> <td>1.9 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.875 月分</td> <td>0.875 月分</td> <td>1.75 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.825 月分</td> <td>1.825 月分</td> <td>3.65 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特定任期付職員業績手当を廃止する。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>	号給	現 行		改 定 後	1	380,000 円		392,000 円	2	427,000 円		440,000 円	3	477,000 円		492,000 円	4	539,000 円	→	555,000 円	5	615,000 円		634,000 円	6	718,000 円		740,000 円	7	839,000 円		864,000 円	年度	手当	6 月 期	1 2 月 期	年 間 支 給 月 数	令和6年度 (現行)	期末	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分	勤勉	(支給なし)	(支給なし)	(支給なし)	計	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分	令和7年度以降	期末	0.95 月分	0.95 月分	1.9 月分	勤勉	0.875 月分	0.875 月分	1.75 月分	計	1.825 月分	1.825 月分	3.65 月分
号給		現 行		改 定 後																																																													
1	380,000 円		392,000 円																																																														
2	427,000 円		440,000 円																																																														
3	477,000 円		492,000 円																																																														
4	539,000 円	→	555,000 円																																																														
5	615,000 円		634,000 円																																																														
6	718,000 円		740,000 円																																																														
7	839,000 円		864,000 円																																																														
年度	手当	6 月 期	1 2 月 期	年 間 支 給 月 数																																																													
令和6年度 (現行)	期末	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分																																																													
	勤勉	(支給なし)	(支給なし)	(支給なし)																																																													
	計	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分																																																													
令和7年度以降	期末	0.95 月分	0.95 月分	1.9 月分																																																													
	勤勉	0.875 月分	0.875 月分	1.75 月分																																																													
	計	1.825 月分	1.825 月分	3.65 月分																																																													

仮番	内 容	
4	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>1 安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、次のように改める。</p> <p>(1) 職員が時間外勤務の制限の請求を行うことのできる子の範囲を小学校就学の始期までの子に拡大する。</p> <p>(2) 仕事と介護の両立支援のため任命権者が講ずる措置等を定める。</p> <p>2 安城市職員の育児休業等に関する条例の規定で引用する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の条項名を変更する。</p> <p>第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」→「第61条の2第20項」</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>
5	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>一般職の常勤職員の通勤手当の限度額の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の限度額を改定するもの</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の日額の限度額を7,140円（現行2,620円）とする。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>

仮番	内 容																				
6	議 案 番 号	第 号議案																			
	議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																			
	摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与制度の改正等に準じ、職員の給与制度を改正するもの</p> <p>1 給料体系を見直す。</p> <p>(1) 3級から7級まで（主査級から課長級まで）の初号近辺の号給を削り、これらの級の号給の初号の給料月額を引き上げる。</p> <p>(2) 8級及び9級（次長級及び部長級）の号給の初号の給料月額を引き上げつつ、これらの級間での給料月額の重なりを解消するとともに、現行の号給を大きくくり化することにより、各級の号給構成を給料月額の刻みの大きい簡素なものとする。</p> <p>(3) 8級及び9級の職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。</p> <p>2 各種手当を見直す。</p> <p>(1) 次のように扶養手当の額を改定する。</p> <table border="1" data-bbox="347 878 1359 1077"> <thead> <tr> <th>扶養親族</th> <th>職務の級</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度 (経過措置)</th> <th>令和8年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者</td> <td>7級以下</td> <td>6,500円</td> <td>3,000円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>3,500円</td> <td>廃止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子（1人当たり）</td> <td></td> <td>10,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通勤手当の支給の限度額を月額150,000円（現行55,000円（市費負担教員は40,000円））とする。</p> <p>(3) 新規採用に伴う赴任を単身赴任手当の対象とする。</p> <p>(4) 管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務時間を午後10時から翌日午前5時まで（現行午前0時から午前5時まで）の間とする。</p> <p>(5) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給の対象とする。</p> <p>（施行日） 令和7年4月1日</p>		扶養親族	職務の級	令和6年度	令和7年度 (経過措置)	令和8年度以降	配偶者	7級以下	6,500円	3,000円	廃止	8級	3,500円	廃止		子（1人当たり）		10,000円	11,500円
扶養親族	職務の級	令和6年度	令和7年度 (経過措置)	令和8年度以降																	
配偶者	7級以下	6,500円	3,000円	廃止																	
	8級	3,500円	廃止																		
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円																	
7	議 案 番 号	第 号議案																			
	議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について																			
	摘 要	<p>地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴うもの</p> <p>次に掲げる条例の規定で引用する地方公務員法の一部を改正する法律の条項名を「附則第9条第2項」から「附則第9条第6項」に変更する。</p> <p>(1) 安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第4条第1項及び第6項</p> <p>(2) 安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例附則第2項</p> <p>（施行日） 令和7年4月1日</p>																			

仮番	内 容					
8	議 案 番 号	第 号議案				
	議 案 名	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について				
	摘 要	<p>雇用保険法の改正に伴うもの</p> <p>雇用保険法に準ずる部分に係る規定の改正をする。</p> <p>(1) 第10条第11項第4号中「職業」→「安定した職業」</p> <p>(2) 附則第11項中「令和7年3月31日」→「令和9年3月31日」</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年4月1日</p>				
9	議 案 番 号	第 号議案				
	議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について				
	摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を変更することに伴うもの</p> <p>1 引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項名を変更する。</p> <p>第35条の2第10項、第80条第2項第2号及び第125条の3第2項第1号中「第2条第15項」→「第2条第16項」</p> <p>第59条の2第1項第1号及び第139条第1号中「同条第15項」→「同条第16項」</p> <p>※同条とは、第2条のこと。</p> <p>2 個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人から次の1法人を減ずる。</p> <table border="1" data-bbox="347 1783 1391 1939"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 1783 871 1827">名称</th> <th data-bbox="871 1783 1391 1827">主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1827 871 1939">特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会</td> <td data-bbox="871 1827 1391 1939">安城市今本町4丁目8番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日)</p> <p>1 令和7年4月1日</p> <p>2 公布の日</p>		名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会
名称	主たる事務所の所在地					
特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会	安城市今本町4丁目8番3号					

仮番	内 容	
10	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項名を変更する。  附則第3項第1号中「同条第15項」→「同条第16項」  ※同条とは、第2条のこと。</p> <p>(施行日)  令和7年4月1日</p>
11	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>一般職の常勤職員の給与制度の改正に準じ、企業職員に支給する各種手当を見直すもの</p> <p>企業職員に支給する各種手当を見直す。</p> <p>(1) 配偶者に係る扶養手当を廃止する。  ※令和7年度は一般職の職員同様の経過措置を設ける。</p> <p>(2) 新規採用に伴う赴任を単身赴任手当の対象とする。</p> <p>(3) 管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務時間を午後10時から翌日午前5時まで(現行午前0時から午前5時まで)の間とする。</p> <p>(4) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給の対象とする。</p> <p>※企業職員の各種手当の額は、一般職の職員に準じている。</p> <p>(施行日)  令和7年4月1日</p>

仮番	内 容	
12	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	摘 要	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴うもの</p> <p>1 次に掲げる条例の規定で定める刑を「禁錮」から「拘禁刑」に変更する。  (1) 安城市職員の給与に関する条例  (2) 安城市職員退職手当支給条例  (3) 安城市消防団条例  (4) 安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p> <p>2 次に掲げる条例の規定で定める刑を「懲役」から「拘禁刑」に変更する。  (1) 安城市情報公開・個人情報保護審査会条例  (2) 安城市行政不服審査会条例  (3) 安城市個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <p>3 所要の経過措置を定める。</p> <p>(施行日)  令和7年6月1日</p>
13	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>特定地域型保育事業者が、連携協力を行うため確保しなければならない保育所等（以下「連携施設」という。）についての特例を改める。  (1) 保育の内容に関する支援の連携協力について、連携施設の確保が著しく困難な場合で一定の要件を満たすときは、小規模保育事業A型事業者等の確保も認める。  (2) 代替保育（職員の病気、休暇等により特定地域型保育事業者が保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育をいう。）の連携協力について、市長が必要な措置を講じてもなお小規模保育事業A型事業者等の確保も著しく困難な場合は、連携施設の確保を不要とする。  (3) 連携施設の確保が著しく困難で、かつ、市長が適切な支援を行うことができる場合に、その確保を不要とする特例措置の期間を5年間延長する。</p> <p>(施行日)  令和7年4月1日</p>

仮番	内 容	
14	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>1 家庭的保育事業者等が、連携協力を行うため確保しなければならない保育所等（以下「連携施設」という。）についての特例を改める。</p> <p>（1）保育の内容に関する支援の連携協力について、連携施設の確保が著しく困難な場合で一定の要件を満たすときは、小規模保育事業A型事業者等の確保も認める。</p> <p>（2）代替保育（職員の病気、休暇等により家庭的保育事業者等が保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育をいう。）の連携協力について、市長が必要な措置を講じてもなお小規模保育事業A型事業者等の確保も著しく困難な場合は、連携施設の確保を不要とする。</p> <p>（3）連携施設の確保が著しく困難で、かつ、市長が適切な支援を行うことができる場合に、その確保を不要とする特例措置の期間を5年間延長する。</p> <p>2 家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する食事の提供を事業所外で調理し、搬入する場合の要件のうち「栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改める。</p> <p>（施行日） 令和7年4月1日</p>
15	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>組織改正に伴うもの</p> <p>安城市子ども発達支援センターの名称を安城市こども発達支援センターに変更する。</p> <p>（施行日） 令和7年4月1日</p>

仮番	内 容																																																	
16	議 案 番 号	第 号議案																																																
	議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																																
	摘          要	<p>県の標準保険料率の算定を踏まえ、国民健康保険税の課税額及び軽減額を改定するもの</p> <p>1 県の標準保険料率の算定を踏まえ、国民健康保険税の課税額を改定する。</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="349 490 1385 808"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の6.16を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の6.75を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>被保険者1人につき25,700円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき28,900円</td> </tr> <tr> <td>世帯別 平等割額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 17,400円</li> <li>・ 特定世帯 8,700円</li> <li>・ 特定継続世帯 13,050円</li> </ul> </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 18,800円</li> <li>・ 特定世帯 9,400円</li> <li>・ 特定継続世帯 14,100円</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="349 853 1385 1171"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>被保険者1人につき11,500円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき11,700円</td> </tr> <tr> <td>世帯別 平等割額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 7,800円</li> <li>・ 特定世帯 3,900円</li> <li>・ 特定継続世帯 5,850円</li> </ul> </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 7,600円</li> <li>・ 特定世帯 3,800円</li> <li>・ 特定継続世帯 5,700円</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護納付金課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="349 1216 1385 1534"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>介護納付金課税被保険者1人につき11,500円</td> <td></td> <td>介護納付金課税被保険者1人につき11,700円</td> </tr> <tr> <td>世帯別 平等割額</td> <td>1世帯につき5,800円</td> <td></td> <td>1世帯につき5,800円 (改定なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民健康保険税の課税額の改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る軽減額を改定する。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の6.16を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の6.75を乗じて算定	被保険者均等割額	被保険者1人につき25,700円		被保険者1人につき28,900円	世帯別 平等割額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 17,400円</li> <li>・ 特定世帯 8,700円</li> <li>・ 特定継続世帯 13,050円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 18,800円</li> <li>・ 特定世帯 9,400円</li> <li>・ 特定継続世帯 14,100円</li> </ul>	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定	被保険者均等割額	被保険者1人につき11,500円		被保険者1人につき11,700円	世帯別 平等割額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 7,800円</li> <li>・ 特定世帯 3,900円</li> <li>・ 特定継続世帯 5,850円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 7,600円</li> <li>・ 特定世帯 3,800円</li> <li>・ 特定継続世帯 5,700円</li> </ul>	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定 (改定なし)	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき11,500円		介護納付金課税被保険者1人につき11,700円	世帯別 平等割額	1世帯につき5,800円		1世帯につき5,800円 (改定なし)
区分		現行	→	改定後																																														
所得割額		基礎控除後の総所得金額等に100分の6.16を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の6.75を乗じて算定																																														
被保険者均等割額		被保険者1人につき25,700円		被保険者1人につき28,900円																																														
世帯別 平等割額		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 17,400円</li> <li>・ 特定世帯 8,700円</li> <li>・ 特定継続世帯 13,050円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 18,800円</li> <li>・ 特定世帯 9,400円</li> <li>・ 特定継続世帯 14,100円</li> </ul>																																														
区分		現行	→	改定後																																														
所得割額		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定																																														
被保険者均等割額		被保険者1人につき11,500円		被保険者1人につき11,700円																																														
世帯別 平等割額		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 7,800円</li> <li>・ 特定世帯 3,900円</li> <li>・ 特定継続世帯 5,850円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の世帯 7,600円</li> <li>・ 特定世帯 3,800円</li> <li>・ 特定継続世帯 5,700円</li> </ul>																																														
区分		現行	→	改定後																																														
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定 (改定なし)																																															
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき11,500円		介護納付金課税被保険者1人につき11,700円																																															
世帯別 平等割額	1世帯につき5,800円		1世帯につき5,800円 (改定なし)																																															

仮番	内 容																			
17	議 案 番 号	第 号議案																		
	議 案 名	安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
	摘 要	<p>学校運営協議会委員の報酬の額を定めるもの</p> <p>学校運営協議会委員の報酬の額を年額 12,000 円とする。</p> <p>(施行日) 令和 7 年 4 月 1 日</p>																		
18	議 案 番 号	第 号議案																		
	議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																		
	摘 要	<p>非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴うもの</p> <p>1 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定する。</p> <p>(1) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員</p> <table border="1" data-bbox="347 1193 1398 1552"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,500 円 →12,900 円</td> <td>13,350 円 →13,700 円</td> <td>14,200 円 →14,500 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,800 円 →11,300 円</td> <td>11,650 円 →12,100 円</td> <td>12,500 円 →12,900 円</td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td>9,100 円 →9,700 円</td> <td>9,950 円 →10,500 円</td> <td>10,800 円 →11,300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者 最低額 9,100 円→9,700 円 最高額 14,200 円→14,500 円</p> <p>(3) 扶養親族に係る補償基礎額の加算額 ア 配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 217 円→100 円 イ 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子 (1 人につき) 333 円→383 円</p> <p>2 所要の規定の整理をする。</p> <p>(施行日) 令和 7 年 4 月 1 日</p>	階 級	勤 務 年 数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	12,500 円 →12,900 円	13,350 円 →13,700 円	14,200 円 →14,500 円	分団長及び副分団長	10,800 円 →11,300 円	11,650 円 →12,100 円	12,500 円 →12,900 円	班長及び団員	9,100 円 →9,700 円	9,950 円 →10,500 円
階 級	勤 務 年 数																			
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																	
団長及び副団長	12,500 円 →12,900 円	13,350 円 →13,700 円	14,200 円 →14,500 円																	
分団長及び副分団長	10,800 円 →11,300 円	11,650 円 →12,100 円	12,500 円 →12,900 円																	
班長及び団員	9,100 円 →9,700 円	9,950 円 →10,500 円	10,800 円 →11,300 円																	

仮番	内 容																																					
19	議 案 番 号	第 号議案																																				
	議 案 名	安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																				
	摘 要	<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正を踏まえ、非常勤消防団員に係る退職報償金の額を改定するもの</p> <p>退職報償金の額に係る勤務年数の区分に「35年以上」の区分を加える。</p> <p style="text-align: center;">単位 千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階 級</th> <th style="text-align: center;">勤 務 年 数</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">勤 務 年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">30 年以上</td> <td style="text-align: center;">30 年以上 35 年未満</td> <td style="text-align: center;">35 年以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団 長</td> <td style="text-align: center;">979</td> <td style="text-align: center;">979</td> <td style="text-align: center;">1,079</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 団 長</td> <td style="text-align: center;">909</td> <td style="text-align: center;">909</td> <td style="text-align: center;">1,009</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分 団 長</td> <td style="text-align: center;">849</td> <td style="text-align: center;">849</td> <td style="text-align: center;">949</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副分団長</td> <td style="text-align: center;">809</td> <td style="text-align: center;">809</td> <td style="text-align: center;">909</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">班 長</td> <td style="text-align: center;">734</td> <td style="text-align: center;">734</td> <td style="text-align: center;">834</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団 員</td> <td style="text-align: center;">689</td> <td style="text-align: center;">689</td> <td style="text-align: center;">789</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(施行日) 令和7年4月1日</p>		現 行		改 正 後		階 級	勤 務 年 数	勤 務 年 数			30 年以上	30 年以上 35 年未満	35 年以上	団 長	979	979	1,079	副 団 長	909	909	1,009	分 団 長	849	849	949	副分団長	809	809	909	班 長	734	734	834	団 員	689	689
現 行		改 正 後																																				
階 級	勤 務 年 数	勤 務 年 数																																				
	30 年以上	30 年以上 35 年未満	35 年以上																																			
団 長	979	979	1,079																																			
副 団 長	909	909	1,009																																			
分 団 長	849	849	949																																			
副分団長	809	809	909																																			
班 長	734	734	834																																			
団 員	689	689	789																																			
20	議 案 番 号	第 号議案																																				
	議 案 名	安城市就学援助条例の一部を改正する条例の制定について																																				
	摘 要	<p>就学援助の対象となる学校の範囲を拡大するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村以外の者が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の児童等又は就学予定者の保護者を就学援助の対象に加える。</li> <li>2 所要の規定の整理をする。</li> </ol> <p style="text-align: center;">(施行日) 令和7年4月1日</p>																																				

仮番	内 容															
21	議 案 番 号	第 号議案														
	議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について														
摘 要	<p>建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正並びに宅地造成等に関する工事の許可等の事務を行うことに伴うもの</p> <p>1 建築基準法の改正に伴い建築物の確認申請等に係る手数料の改定等をする。</p> <p>(1) 各手数料の床面積による区分のうち次の部分の変更をする。  「200 m<sup>2</sup>超 500 m<sup>2</sup>以内」→「200 m<sup>2</sup>超 300 m<sup>2</sup>以内」  「500 m<sup>2</sup>超 1,000 m<sup>2</sup>以内」→「300 m<sup>2</sup>超 1,000 m<sup>2</sup>以内」</p> <p>(2) 確認申請又は計画通知手数料の額を改定する（改定率 1.32～1.67）。</p> <p>(3) 完了検査申請又は完了通知手数料（床面積が 300 m<sup>2</sup>以内のものに限る。）の額を改定する（改定率 1.06～1.38）。</p> <p>(4) 中間検査申請又は特定工程終了通知手数料の額を改定する（改定率 1.02～1.25）。</p> <p>(5) 建築設備に係る手数料を新設する。</p> <table border="1" data-bbox="349 819 1393 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">計画通知に係る手数料</th> <th rowspan="2">完了検査申請又は完了通知に係る手数料</th> </tr> <tr> <th>設ける場合</th> <th>変更する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小荷物専用昇降機</td> <td>9,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>23,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他の建築設備</td> <td>23,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>41,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料を新設する。 1 件につき 120,000 円</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い建築関係手数料の改定等をする。</p> <p>(1) 各手数料に仕様基準・標準計算を併用する場合の区分を新設する。 金額は、これまでの区分による場合と比較し、減額した額</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に、住宅及び床面積が 300 m<sup>2</sup>未満のものに係る区分を新設する。 金額は、区分に応じ、19,100 円から 248,400 円まで ※計画の変更の場合及び軽微な変更の場合の手数料の額も併せて規定</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料を新設する。 金額は、変更認定申請手数料の額の 2 分の 1</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料を廃止する。</p> <p>(5) 共同住宅で共用部分及び非住宅部分がある建築物の手数料に加算する額、非住宅部分の全部が工場等である建築物の手数料から減額する額等、特定の建築物について手数料に加減する額を定める。</p> <p>(6) 引用する法令の条項名の変更をする。</p> <p>3 宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料を新設する。</p> <p>(1) 宅地造成等工事許可申請手数料（宅地造成又は特定盛土等に係るもの） 金額は、土地の面積に応じ、17,000 円から 660,000 円まで</p> <p>(2) 宅地造成等工事計画変更許可申請手数料（宅地造成又は特定盛土等に係るもの） 金額は、変更前の土地の面積、追加する土地の面積等に応じた額（上限 660,000 円）</p> <p>(3) 宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料 金額は、土地の面積に応じ、4,000 円から 44,000 円まで</p> <p>(4) 宅地造成等工事許可申請手数料（土石の堆積に係るもの） 金額は、土地の面積に応じ、12,000 円から 132,000 円まで</p>		区分	計画通知に係る手数料		完了検査申請又は完了通知に係る手数料	設ける場合	変更する場合	小荷物専用昇降機	9,000 円	6,000 円	23,000 円	その他の建築設備	23,000 円	10,000 円	41,000 円
区分	計画通知に係る手数料			完了検査申請又は完了通知に係る手数料												
	設ける場合	変更する場合														
小荷物専用昇降機	9,000 円	6,000 円	23,000 円													
その他の建築設備	23,000 円	10,000 円	41,000 円													

摘  
要

(5) 宅地造成等工事計画変更許可申請手数料（土石の堆積に係るもの）  
金額は、変更前の土地の面積、追加する土地の面積等に応じた額（上限 132,000 円）

(施行日)

1 及び 2 令和 7 年 4 月 1 日

3 令和 7 年 5 月 9 日

22

議案番号

第 号議案

議案名

安城市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

摘  
要

道路構造令の改正を踏まえ、市道の構造に係る基準を見直すもの

- 1 新たに自転車通行帯（自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる車道の部分）の設置基準を設ける。
- 2 自転車道（専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵等により区画して設けられる道路の部分）の設置基準に、設計速度が時速 60 キロメートル以上であること等を追加する。

(施行日)

公布の日

仮番	内 容																					
23	議 案 番 号	第 号議案																				
	議 案 名	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について																				
	摘 要	<p>愛知県道路占用料条例の改正を踏まえ、市の徴収する道路に係る占用料を改定するもの 道路に係る占用料を改定する。</p> <table border="1" data-bbox="349 450 1398 1010"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物（電柱、電線等）</td> <td>0.92～1.06</td> </tr> <tr> <td>道路法第32条第1項第2号に掲げる物件（水管、下水管等）</td> <td>1.03～1.10</td> </tr> <tr> <td>道路法第32条第1項第3号に掲げる施設（鉄道、軌道等）</td> <td>1.00～1.06</td> </tr> <tr> <td>道路法第32条第1項第4号に掲げる施設（歩廊等）</td> <td>1.06</td> </tr> <tr> <td>道路法第32条第1項第5号に掲げる施設（地下街、地下室等）</td> <td>0.70～1.06</td> </tr> <tr> <td>道路法第32条第1項第6号に掲げる施設（露店等）</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>道路法施行令第7条第1号に掲げる物件（看板、標識等）</td> <td>0.92～1.00</td> </tr> <tr> <td>道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料（工事用板囲、足場等及び土石、竹木等）</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設（防火地域内における耐火建築物の工事期間中に必要となる仮設店舗等及び市街地再開発事業等による施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設）</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>	占用物件	改定率	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物（電柱、電線等）	0.92～1.06	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件（水管、下水管等）	1.03～1.10	道路法第32条第1項第3号に掲げる施設（鉄道、軌道等）	1.00～1.06	道路法第32条第1項第4号に掲げる施設（歩廊等）	1.06	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設（地下街、地下室等）	0.70～1.06	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設（露店等）	0.92	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件（看板、標識等）	0.92～1.00	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料（工事用板囲、足場等及び土石、竹木等）	0.92	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設（防火地域内における耐火建築物の工事期間中に必要となる仮設店舗等及び市街地再開発事業等による施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設）	1.06
占用物件		改定率																				
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物（電柱、電線等）	0.92～1.06																					
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件（水管、下水管等）	1.03～1.10																					
道路法第32条第1項第3号に掲げる施設（鉄道、軌道等）	1.00～1.06																					
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設（歩廊等）	1.06																					
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設（地下街、地下室等）	0.70～1.06																					
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設（露店等）	0.92																					
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件（看板、標識等）	0.92～1.00																					
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料（工事用板囲、足場等及び土石、竹木等）	0.92																					
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設（防火地域内における耐火建築物の工事期間中に必要となる仮設店舗等及び市街地再開発事業等による施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設）	1.06																					
24	議 案 番 号	第 号議案																				
	議 案 名	安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について																				
	摘 要	<p>愛知県流水占用料等徴収条例及び愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の改正を踏まえ、市の徴収する準用河川の区域内の土地に係る占用料を改定するもの 準用河川の区域内の土地に係る占用料を改定する。</p> <table border="1" data-bbox="349 1503 1169 1666"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱類及び線類</td> <td>1.00～1.04</td> </tr> <tr> <td>管類</td> <td>1.03～1.10</td> </tr> <tr> <td>橋りょうその他の河川区域を占用するもの</td> <td>0.95</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>	占用物件	改定率	柱類及び線類	1.00～1.04	管類	1.03～1.10	橋りょうその他の河川区域を占用するもの	0.95												
占用物件		改定率																				
柱類及び線類	1.00～1.04																					
管類	1.03～1.10																					
橋りょうその他の河川区域を占用するもの	0.95																					

仮番	内 容									
25	議 案 番 号	第 号議案								
	議 案 名	安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について								
	摘 要	<p>愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の改正を踏まえ、市の徴収する法定外公共用物の敷地に係る占用料を改定するもの</p> <p>1 法定外公共用物の敷地に係る占用料を改定する。</p> <table border="1" data-bbox="347 488 746 651"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱類</td> <td>1.00～1.04</td> </tr> <tr> <td>管類</td> <td>1.03～1.10</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>0.95</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 所要の規定の整理をする。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>	占用物件	改定率	柱類	1.00～1.04	管類	1.03～1.10	通路	0.95
占用物件	改定率									
柱類	1.00～1.04									
管類	1.03～1.10									
通路	0.95									
26	議 案 番 号	第 号議案								
	議 案 名	安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について								
	摘 要	<p>下水道法施行令の改正に伴うもの</p> <p>公共下水道の利用者に関する水質の基準に係る用語を変更する。 「大腸菌群数」→「大腸菌数」</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>								

仮番	内 容	
27	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴うもの</p> <p>1 布設工事監督者の資格要件を見直す。</p> <p>(1) 実務経験年数に水道以外の工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験を算入可能とし、併せて、少なくとも実務経験年数の半分は水道に関するものとする。</p> <p>(2) 学歴及び学科要件に、土木工学科以外の機械工学又は電気工学の課程を加える。</p> <p>(3) 大学の土木工学科において、衛生工学又は水道工学の科目を修めて卒業した者の実務経験年数を1年短縮する措置を廃止する。</p> <p>(4) 土木施工管理に係る1級の技術検定に合格し、一定の実務経験年数を有する者を加える。</p> <p>2 水道技術管理者の資格要件を見直す。</p> <p>(1) 大学の土木工学科において、衛生工学又は水道工学の科目を修めて卒業した者の実務経験年数を1年短縮する措置を廃止する。</p> <p>(2) 土木施工管理に係る1級の技術検定に合格し、一定の実務経験年数を有する者を加える。</p> <p>※実務経験は、水道に関するものに限る。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>
28	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	土地区画整理事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
	摘 要	<p>土地区画整理事業基金の設置目的を果たしたことに伴うもの</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容	
29	議案番号	第 号議案
	議案名	令和6年度安城市一般会計補正予算（第7号）について
	摘要	資料別添
30 ） 35	議案番号	第 号議案 ～ 第 号議案
	議案名	令和6年度安城市特別会計補正予算について
	摘要	次の6会計 国民健康保険事業（第2号） 土地取得（第1号） 有料駐車場事業（第1号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第2号） 介護保険事業（第2号） 後期高齢者医療（第1号） 資料別添
36 ・ 37	議案番号	第 号議案 ・ 第 号議案
	議案名	令和6年度安城市企業会計補正予算について
	摘要	次の2会計 水道事業（第2号） 下水道事業（第2号） 資料別添

仮番	内 容	
38	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市一般会計予算について
	摘 要	資料別添
39 ↳ 43	議 案 番 号	第 号議案 ～ 第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市特別会計予算について
	摘 要	次の5会計 国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 介護保険事業 後期高齢者医療 資料別添
44 ・ 45	議 案 番 号	第 号議案 ・ 第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市企業会計予算について
	摘 要	次の2会計 水道事業 下水道事業 資料別添

仮番	内 容												
46	議 案 番 号	第 号議案											
	議 案 名	工事請負契約の変更について											
	摘 要	<p>令和6年第2回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>居林橋架替工事（上部工製作・架設）</p> <table border="0"> <tr> <td>変更前金額</td> <td>192,060,000 円</td> </tr> <tr> <td>変更後金額</td> <td>194,770,400 円</td> </tr> <tr> <td>増 額</td> <td>2,710,400 円</td> </tr> </table>	変更前金額	192,060,000 円	変更後金額	194,770,400 円	増 額	2,710,400 円					
変更前金額	192,060,000 円												
変更後金額	194,770,400 円												
増 額	2,710,400 円												
47	議 案 番 号	第 号議案											
	議 案 名	財産の取得について											
	摘 要	<p>教職員用図書</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>中学校教師用指導書</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>1,497冊</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> <td>55,569,250円</td> </tr> <tr> <td>契 約 の 相 手 方</td> <td>安城市御幸本町14番14号 有限会社日新堂書店 代表取締役 加藤 登志雄</td> </tr> <tr> <td>契 約 の 方 法</td> <td>随意</td> </tr> <tr> <td>履 行 期 間</td> <td>令和7年4月11日まで</td> </tr> </table>	種 類	中学校教師用指導書	数 量	1,497冊	契 約 金 額	55,569,250円	契 約 の 相 手 方	安城市御幸本町14番14号 有限会社日新堂書店 代表取締役 加藤 登志雄	契 約 の 方 法	随意	履 行 期 間
種 類	中学校教師用指導書												
数 量	1,497冊												
契 約 金 額	55,569,250円												
契 約 の 相 手 方	安城市御幸本町14番14号 有限会社日新堂書店 代表取締役 加藤 登志雄												
契 約 の 方 法	随意												
履 行 期 間	令和7年4月11日まで												

仮番	内 容									
48	議 案 番 号	第 号議案								
	議 案 名	市道路線の廃止について								
	摘 要	道路整備事業等に伴うもの  廃止 8路線								
49	議 案 番 号	第 号議案								
	議 案 名	市道路線の認定について								
	摘 要	道路整備事業等に伴うもの  認定 9路線  廃止及び認定後の市道 4,016 路線								
50	議 案 番 号	第 号議案								
	議 案 名	都市公園を設置すべき区域の決定について								
	摘 要	<table border="1" data-bbox="323 1619 1142 1704"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 1619 716 1659">公園名</th> <th data-bbox="716 1619 857 1659">区域</th> <th data-bbox="857 1619 997 1659">面積</th> <th data-bbox="997 1619 1142 1659">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 1659 716 1704">安城市総合運動公園</td> <td data-bbox="716 1659 857 1704">新田町</td> <td data-bbox="857 1659 997 1704">0.26ha</td> <td data-bbox="997 1659 1142 1704">拡張</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	区域	面積	備考	安城市総合運動公園	新田町	0.26ha	拡張
公園名	区域	面積	備考							
安城市総合運動公園	新田町	0.26ha	拡張							

仮番	内 容	
51	議 案 番 号	報 告 第 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 令和6年9月24日発生の事故  (1) 損害賠償額 56,568円  (2) 事故内容  ア 発生時刻 午前9時40分頃  イ 発生場所 安城市今本町地内  ウ 経 過 上記地内の市道において、路肩に寄せて停車していた相手方車両が発進したところ、車道部にせり出した街路樹の幹に接触したもの  (3) 相手方の損害の程度 荷台の損傷  (4) 過失割合 安城市30% 相手方70%  (5) 専決年月日 令和7年1月17日</p> <p>2 令和6年8月21日発生の事故  (1) 損害賠償額 212,261円  (2) 事故内容  ア 発生時刻 午後5時30分頃  イ 発生場所 安城市浜屋町地内  ウ 経 過 上記地内の市道において、車道部にせり出した街路樹の枝が落下し、走行中の相手方車両に当たったもの  (3) 相手方の損害の程度 フロントガラスの損傷  (4) 過失割合 安城市100% 相手方0%  (5) 専決年月日 令和7年1月21日</p> <p>3 令和5年6月2日発生の事故  (1) 損害賠償額 80,504円  (2) 事故内容  ア 発生時刻 午後7時頃  イ 発生場所 安城市里町地内  ウ 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの  (3) 相手方の損害の程度 左の前輪の損傷  (4) 過失割合 安城市70% 相手方30%  (5) 専決年月日 令和7年2月5日</p>